

## 平成26年度 国費外国人留学生（研究留学生等）の 奨学金支給期間延長に係る取扱要領

### 1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅰ～Ⅲ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (4) 延長申請については、研究計画書のほかに「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。
- (5) 「大使館推薦」または「国内採用」により採用された者の場合、大学院正規課程への進学希望先は2大学2研究科（第2希望まで）とする。また、大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合には、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その所見」欄）及び「推薦調書」（「推薦理由」欄）に記入すること。申請書に記入した大学以外の大学院研究科へ進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

なお、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。
- (6) 以下の者にかかる延長申請の選考方法等については「平成26年度国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生）の奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領」に基づいて申請すること。
  - ① 当初、学部留学生として採用となり、現在、大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、平成27年4月（または10月等）から大学院博士課程に進学を希望する者。（国内採用で学部から採用された者は除く。）
  - ② 当初、高等専門学校留学生、または専修学校留学生として採用となり、現在、大学学部（または高等専門学校専攻科）または大学院修士課程に在籍し、平成27年4月（または10月等）から大学院修士課程、または大学院博士課程に進学を希望する者。
- (7) 支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることをあらかじめ承知しておくとともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。なお、「大学推薦」により採用された者の場合、入学検定料及び入学金については当該大学の負担とする。
- (8) 提出期間  
平成26年12月15日（月）～12月19日（金）当日消印有効  
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- (9) 推薦者が2名以上いる場合には、必ず大学としての優先順位を付すこと。
- (10) 結果通知については、平成27年2月中旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学が通知を行うこととする。
- (11) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
  - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
  - ③ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
  - ④ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（もしくは修了）が不可能であることが確定したとき。
  - ⑤ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
  - ⑥ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
  - ⑦ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (12) 例年、延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、平成27年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大な影響が生じるとともに、大学への国費外国人留学生の配置数（大学推薦等）を減じること等があることに留意すること。

(13) 提出書類等

① 申請書ファイルAの作成について

申請書ファイルAを文部科学省のウェブページからダウンロードの上、推薦者1名につき申請書1シート（シート名「01」、「02」、「03」、「04」…）を作成し、各大学区分毎に1シート推薦者一覧（シート名「推薦者一覧」）を作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。

申請書ファイルAの「推薦者一覧」シートに入力されるデータは、「備考」欄以外は全て申請書シートに入力されたデータが推薦者一覧に転記されることとなる。そのため、推薦者一覧シートに誤りを発見した場合は、「申請書」シートと「推薦者一覧」シート間の内容に齟齬が生じないようにするため、必ず、まず「申請書」シートを修正の上、「推薦者一覧」シートに修正を反映させること。

例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄等のままで提出している大学があるが、この場合、推薦者一覧が正しく作成されないの十分留意の上作成すること。

なお、指導教員の意見書は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出すること。

② 申請書ファイルBの作成について

申請書ファイルBを文部科学省のウェブページからダウンロードの上、推薦者1名につき1ファイルを作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。

③ 紙媒体及び電子媒体の提出方法は下記のとおり。

ア 郵送による提出

大学長からの推薦状（公文書等）に区分ごとに作成した推薦者一覧、各推薦者の指導教員の意見書を添付し、郵送で提出すること。

申請書類提出の際は、角型2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、「×××××××（大学番号）延長申請書類在中」と明記すること。

※国費留学生係宛の他の書類とは必ず別便で送付すること。

イ 電子媒体による提出

申請書ファイルA（推薦者一覧シートを含む）、申請書ファイルBは、電子デ

ータをメールにて提出期間内に提出すること。

文部科学省の E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること。

メールの件名： ×××××× (←大学番号) ○○大学 (延長申請)

(例) 012345 文部科学大学 (延長申請)

ファイルの件名： 申請書 A ×××××× (←大学番号) ○○大学区分○ (←申請区分 I、II 又は III) A

申請書 B ×××××× (←大学番号) ○○大学区分○  
(←申請区分 I、II 又は III) △位 (←推薦順位) B

(例) 012345 文部科学大学区分 I A

012345 文部科学大学区分 II 3 位 B

※文部科学省のメールサーバーはメールのサイズ (本文と添付ファイルをあわせた容量) が 10MB を超える場合には受理できないことから、メールのサイズは一定の余裕をもったものとする。推薦者が多数のためサイズが 10MB を上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。その際、メールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。5本のメールに分割して送信する際の 4 本目は 4/5 と入力、5 本目は 5/5 と入力する。(例：012345 文部科学大学 (延長申請) 1/5)

※推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごとにフォルダに格納・圧縮の上送信等すること。フォルダの名称は特に定めないが大学名及び区分を入力すること。

※前述の「①郵送による提出」又は「②電子媒体による提出」の一方のみの提出では推薦があったと認められない。必ず両方を提出すること。

(14) 申請書様式等：文部科学省ウェブページに掲載する。

(15) 本件照会及び提出先

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL：03-5253-4111 (内線 3362、3026) FAX：03-6734-3391

## 2 申請区分

(1) 申請区分 I

現在、研究生等の非正規生として在籍し、平成 27 年 4 月 (または平成 27 年 10 月等) に大学院修士課程、専門職学位課程、または博士課程に進学する者。

(2) 申請区分 II

現在、大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、平成 27 年 4 月 (または平成 27 年 10 月等) に大学院博士課程に進学する者。

(3) 申請区分 III

現在、大学学部に在籍し、平成 27 年 4 月 (または平成 27 年 10 月等) に大学院修士課程、または専門職学位課程 (医歯薬獣医分野の学部 6 年次に在籍する者については博士課程) に進学する者。

## 3 対象者

(1) 申請区分 I

① 研究生→大学院修士課程入学・専門職学位課程入学の場合

ア 理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年未満の者。

イ 文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて 2 年以内の者。

② 研究生→博士課程入学の場合

ア 理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて1年以内の者。

イ 文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年未満の者。

(2) 申請区分Ⅱ

研究留学生として採用された者。(学部最終年次に学部留学生(国内採用)として採用され、その後修士課程に進学する際に奨学金支給期間の延長を承認された者は対象とならない。)

(3) 申請区分Ⅲ

学部留学生として採用された者。

4 延長候補者の奨学金支給期間

平成27年4月(または10月等)から当該課程標準修業年限までの期間。

5 提出書類

(1) 申請者ごとに必要な書類

① 申請書ファイルA

ア 奨学金支給期間延長申請書(申請区分毎)【本人が作成】

イ 推薦調書【大学が作成】

ウ 指導教員の意見書【大学が作成】

エ 学業成績係数が算出できない理由

シートは該当者分のみ大学が作成すること。該当しない者は空欄のまま送信すること。

② 申請書ファイルB

ア 研究計画または研究状況【本人が作成】

(2) 大学として取りまとめる書類

① 推薦者一覧ファイル・・区分ごとに各推薦者のデータを取りまとめて作成

ア 平成27年度進学に伴う奨学金支給期間延長希望の推薦者一覧(申請区分毎)

(3) 大学で保管する書類

① 成績証明書(文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせた際に対応できるようにしておくこと。)

※申請区分Ⅱの者については、大学院修士課程で取得可能な最近のものまで保管すること。

申請区分Ⅲの者については、学部1年次から取得可能な最近のものまで保管すること。

なお、申請区分Ⅰの者については、保管不要。

(4) 推薦基準

① 現在在学している課程において、学業成績係数が2.50以上の者。

※ 申請区分Ⅰは除く

② 上位課程に進学する見込みのある者。

③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。

④ 大学の長(または研究科の長)が推薦するにふさわしい人物と認めた者。

⑤ 現在在学している課程を留年していない者。

(5) 留意点

申請区分Ⅰにおいて、以下の点を留意すること。

① 平成27年3月31日(または9月等)限りで奨学金支給期間が満了しない場合であっても、平成27年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遺漏のないよう

推薦すること。

特に平成26年10月渡日者で平成27年度に進学を希望する者は、渡日直後の申請となるため、遺漏のないよう留意すること。

(例1) 平成26年4月渡日(奨学金支給期間:平成26年4月~平成28年3月)で平成27年4月に博士課程進学予定の者。

(例2) 平成26年10月渡日(奨学金支給期間:平成26年10月~平成28年3月)で平成27年4月、または10月に修士課程進学予定の者。

② 平成26年秋学期渡日者であって、申請時に他大学において日本語予備教育中の者は専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

③ 未満、以内の取り扱いについては、以下の例を参照すること。

(例1) 平成25年4月に渡日した文系の非正規生が平成27年4月に修士課程に進学することは2年以内のため申請可。(平成27年10月に進学の場合、申請不可)

(例2) 平成25年4月に渡日した理系の非正規生が平成27年4月に修士課程に進学することは、2年「未満」の制限にかかるため申請不可。

(例3) 平成25年10月に渡日した文系の非正規生は平成27年4月に博士課程に進学するために申請することは可能だが、平成27年10月に進学することは2年「未満」の制限にかかるため申請不可。